

4月6日～15日 春の全国交通安全運動 イベントで楽しく交通ルールを学ぼう

生活・交通安全係/8階
☎(3228)8886 FAX(3228)5658

野方交通安全のつどい

三遊亭若圓歌さんの落語で学ぶ交通安全や小学生の吹奏楽など。

日時 3月28日(月)午後2時30分～4時

会場 野方区民ホール(野方5-3-1)

申込み 3月22日～25日の午前8時30分～午後4時30分に電話で、野方警察署交通総務係☎(3386)0110へ ☆先着100人程度



◀三遊亭若圓歌さん

三世代交通安全体験教室

自転車運転シミュレーターや反射神経測定を体験。パトカーの展示やカラーガード演舞も楽しめます。

日時 4月2日(土)午前11時～午後1時

会場 広町みらい公園(弥生町6-1-7)

☆当日直接会場へ。雨天決行。中野警察署主催

中野交通安全・地域安全のつどい

交通事故と特殊詐欺被害防止のポイントを楽しく学べます。

日時 4月4日(月)午後2時～3時30分(開場は1時30分)

会場 なかのZERO小ホール(中野2-9-7)

☆先着250人程度。当日直接会場へ



マギー司郎さんも登場▶

マイナンバーカードを作りますか

さまざまな場面で身分証明書として利用できます。詳しくは、下記コールセンターへお問い合わせを。

☆現在、申請からお渡しまで約2か月掛かります。必要な方は早めに手続きを

申請書が必要な方は

コールセンターへ電話してください。転送不要郵便で送ります。窓口で受け取りたい方は、本人確認書類を持参し、区役所1階8番窓口へ。



◀マイナンバーキャラクター「マイナちゃん」

コンビニエンスストア(コンビニ)で証明書が受け取れます

証明係/1階
☎(3228)5506 FAX(3228)5653

マイナンバーカード(利用者証明用電子証明書の発行を受けているもの)を利用して、住民票の写しなどを全国のコンビニで受け取れます。窓口での受け取りより100円安く、お得です。

取得できる証明書

①住民票の写し②印鑑登録証明書③(非)課税・納税証明書④戸籍全部(個人)事項証明書⑤戸籍の附票の写し
☆④⑤は本籍地が中野区の場合のみ

利用時間

午前6時30分～午後11時
(メンテナンス時を除く)



▲利用方法などについて詳しくは、[区HP](#)で確認を

中野区マイナンバーコールセンター

☎(3228)5425

☆平日午前8時30分～午後5時(火曜日は7時まで)、日曜日午前9時～午後4時(除外日あり)。英語、中国語、韓国・朝鮮語にも対応



◀マイナンバーカードについての区HP

専門相談をご利用ください

区民相談係/1階
☎(3228)8802 FAX(3228)5644

HPで詳しく



▲区HP

暮らしの問題を解決するきっかけとして、専門家から助言を受けられます。いずれも予約制で、一人当たりの相談時間は25分以内。面談により実施します。詳しくは、[区HP](#)をご覧ください。区民相談係へ問い合わせを。 ☆電話での相談はできません

対象 区内在住の方 ☆表の⑦⑧は、区内在勤・在学の方も可

☆予約開始日が休日の場合は、翌平日の午前9時から受け付け。5月3日(火)～5日(木)は祝日のため、専門相談は実施しません

会場 区役所1階専門相談室

申込み 相談日の前週の同曜日午前9時から電話で、区民相談係へ

相談の種類・内容(定員)	日時	☆いずれも、祝・休日と年末年始を除く	4月の実施日
①法律相談 弁護士による、土地や家屋、金銭貸借、遺産相続など日常生活の法律的事項に関する相談(12人)	毎週月・水曜日、毎月第3日曜日 午後1時～4時 ☆第3日曜日の翌日の月曜日は休み		4日(月)、6日(水)、11日(月)、13日(水)、17日(日)、20日(水)、25日(月)、27日(水)
②不動産相談 宅地建物取引士による、不動産の売買や賃貸借、更新などに関する相談(6人)	毎月第1金曜日、第3・第4火曜日 午後1時～4時		1日(金)、19日(火)、26日(火)
③登記相談 司法書士・土地家屋調査士による、建物の表示登記、土地の分筆、測量、不動産や法人の登記手続きに関する相談(6人)	毎月第2火曜日 午後1時～4時		12日(火)
④税務相談 税理士による、相続税、贈与税、所得税、事業税などに関する相談(6人)	毎月第1火曜日 午後1時～4時		5日(火)
⑤社会保険・労務管理相談 社会保険労務士による、年金、健康保険、雇用保険、労災保険、労働問題などに関する相談(6人)	毎月第3金曜日 午後1時～4時		15日(金)
⑥暮らしのしと書類の相談 行政書士による、契約書、内容証明書、相続、遺言、外国人のビザなどの書類の作成方法や行政機関へ提出する書類の手続き方法に関する相談(6人)	毎月第3金曜日 午後1時～4時		15日(金)
⑦行政相談 行政相談委員による、国の仕事やサービス、各種手続きなどの苦情・意見・要望に関する相談(4人)	毎月第4金曜日 午後2時～4時		22日(金)
⑧人権擁護相談 人権擁護委員による、いじめや言葉による暴力、差別、嫌がらせなど人権侵害に関する相談(6人)	毎月第1火曜日 午後1時～4時		5日(火)

ハンセン病元患者の御家族の皆様へのお知らせ ～補償金の支給制度について～

●令和元年11月22日に、「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律」が施行されました。対象となるハンセン病元患者の御家族の方々に補償金を支給いたします。詳しくは厚生労働省HPまたは補償金担当窓口までお問い合わせください。

対象者	補償金額
(ア)配偶者(事実婚も含む) (イ)親、子 (ウ)1親等の姻族等であって、ハンセン病歴のある方と同居していた方	180万円
(エ)兄弟姉妹 (オ)祖父母・孫であって、ハンセン病歴のある方と同居していた方 (カ)2親等の姻族等であって、ハンセン病歴のある方と同居していた方 (キ)曾祖父母・ひ孫・おじ・おば・おい・めいであって、ハンセン病歴のある方と同居していた方	130万円

厚生労働省 補償金担当窓口

電話番号 **03-3595-2262**

受付時間 10:00～16:00
(月曜日から金曜日、土日祝日、年末年始を除く。)

ハンセン病に関する情報ページ [検索](#)

ひとくらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare